



第52条の2第3項中「に掲げる」を「又は第3号アに掲げる」に、「所得割を課する」を「付加価値割及び資本割を課さない」に改め、同条第4項中「法人の」を「個人の」に、「個人の」を「法人の」に、「課する」を「課さない」に改め、同条第5項を次のように改める。

- 5 第1項及び第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第58条第1項第1号及び第4項 第1号並びに第65条の2第1項 及び第5項	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの
第58条第1項第3号及び第4項 第3号	その他の法人	その他の法人（第52条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
第58条第3項第1号	合計額	合計額（受託法人であるものにあつては、アに掲げる金額）
第58条第4項	法人で	受託法人及び3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で

第53条第1項各号列記以外の部分中「事業の」を「事業税の」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- (2) 資本割 各事業年度の資本金等の額
- (3) 所得割 各事業年度の所得
- (4) 収入割 各事業年度の収入金額

第53条第2項中「前項第1号ア」を「前項第1号」に、「同号イ」を「同項第2号」に、「同号ウ」を「同項第3号」に、「前項第2号」を「同項第4号」に改める。

第58条第1項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「電気供給業」の次に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、

同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第52条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

(2) 第52条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

第93条の2第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第8条の4」を「第8条の4第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第93条の4第1項又は第3項の規定による申告書に前項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、省令第8条の4第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。第93条の4第1項中「第93条の2第2項」を「第93条の2第3項」に改める。

附則第4条中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第5条の4中「同条第3項第2号」を「同条第4項第2号」に改める。

附則第5条の6中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第6条の5第1項の表5の項中「又は装置」を削る。

附則第10条の4中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

**第2条** この条例による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新条例第52条第1項第3号に規定する小売電気事業等（以下「小売電気事業等」という。）又は同号に規定する発電事業等（以下「発電事業等」という。）を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法（昭和40年法律第34号）第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。以下同じ。）の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を改正法第1条の規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

（税 務 課）

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県条例第35号**

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「平成34年9月28日」を「令和4年9月28日」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第4条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第6項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条まで及び附則第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

